

お詫びと訂正

弊社刊行の『最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座 7 社会保障』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。(2024年7月9日更新)

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
6 頁	上から 18 行目	高等教育の無償化 (<u>高等</u> <u>学校等就学支援金</u>)	高等教育の無償化 (<u>高等</u> <u>教育の就学支援新制度</u>)	第 3 刷で修正 (2023/5/10 発行)
48 頁	側注 (ベヴァリッジ報告) 下から 1～2 行目	「 <u>2</u> 扶助の理論」	「 <u>3</u> 扶助の理論」	第 3 刷で修正 (2023/5/10 発行)
51 頁	側注 (アクティベーション) 上から 4 行目	Active <u>L</u> avour	Active <u>l</u> avour	第 3 刷で修正 (2023/5/10 発行)
209 頁	下から 6～5 行目	常用就職支 <u>援</u> 手当	常用就職支 <u>度</u> 手当	第 3 刷で修正 (2023/5/10 発行)
216 頁	側注 (扶養義務者) 上から 5 行目	民法第 <u>787</u> 条	民法第 <u>877</u> 条	2024 年 7 月 9 日更新
220 頁	下から 8 行目	住 <u>宅</u> 確保給付金	住 <u>居</u> 確保給付金	第 3 刷で修正 (2023/5/10 発行)

	下から 5 行 目	住 <u>宅</u> 確保給付金	住 <u>居</u> 確保給付金	第 3 刷で修 正 (2023/5/10 発行)
231 頁	上から 9～ 10 行目	居宅における介護等（同 法第 10 条の 4）、老人ホ ームへの入所等（同法第 11 条）、老人福祉の増進	②居宅における介護等 （同法第 10 条の 4）、③ 老人ホームへの入所等 （同法第 11 条）、④老人 福祉の増進	第 3 刷で修 正 (2023/5/10 発行)
234 頁	上から 9 行 目	障害児相談支援給付費等 の	⑤障害児相談支援給付 費等の	第 3 刷で修 正 (2023/5/10 発行)
	上から 11 行目	公衆の <u>閲覧</u> に供する行為	公衆の <u>観覧</u> に供する行 為	第 3 刷で修 正 (2023/5/10 発行)
242 頁	側注（広域 自治体） 下から 3 行 目	<u>広域行政自治体</u> は	<u>広域自治体</u> は	第 3 刷で修 正 (2023/5/10 発行)
250 頁	側注（国民 保険） 下から 2 行 目	保 <u>険</u> サービスが	保 <u>健</u> サービスが	第 3 刷で修 正 (2023/5/10 発行)
270 頁	索引 右段・下か ら 9 行目	住 <u>宅</u> 確保給付金	住 <u>居</u> 確保給付金	第 3 刷で修 正 (2023/5/10 発行)
271 頁	索引 中段・下か ら 8 行目	<u>チャールズ・ブース</u> , C.	ブース, C.	第 2 刷で修 正 (2022/12/1 発行)